

# 博物館におけるデジタル文化遺産の保護

関根 理恵\*

最近、当たり前のように生活の中でコンピュータで処理された情報に触れる機会が多いことに気づかされる。ICT という言葉もよく聞かれるようになったが、ICT とは、Information and Communication Technology の略称で、情報通信技術を意味する。情報処理や通信技術そのものだけではなく、通信機器やソフトウェア、それを活用したサービスの総称としてこの言葉が使われている。以前より、IT（情報技術：Information Technology）という言葉はよく使われてきたが、最近では、ICT（情報通信技術：Information and communication Technology）と、IT に C（Communication: 通信）を加えた ICT の言葉を用いる機会が増えている。ICT の発展・普及により、人やモノの状態、活動、動作などの情報をデジタルデータとして記録するデジタル化も意識的に推進されるようになってきている。この事実は、人間の営みの中で、C（通信）の比重が増えてきていることをさしている。この事実は同時に、C（通信）をどのように記録し保存するかという問題に発展している。現在、この急速に増えて整理がつかなくなり大量のデータが使い捨てのようにならざるを得ない状況の中、埋没しつつあるデータの中に人類の進化や社会変化に影響を与えた大きな意義を持つ重要な歴史的行為や科学的行為、アイディアの具現化の過程、新しく創出される記録など、デジタルデータそのもの、通信行為そのものを、どのように考え、保全、保護したらよいのかという問題が発展的に派生している。

近年、デジタル文化遺産の一部が失われる危険にさらされているとし、その保存の必要性が認識され、その対処が求められている。2003年10月17日、第32回 UNESCO 総会は、デジタル遺産の保存に関する憲章を採択した<sup>1)</sup>。この憲章は、デジタルリソースを保護するための原則が規定されている。

1980年代から始まったテクノロジーの急速な発達は、デジタル技術とインターネットの出現により加速的に進化をした。この進化を、Exponential（指数関数的）であるとイノベーション（技術革新）の重要性や必要性を意識している人たちは表現する。

そして、AIの出現によって、おそらく人間の意思とは無関係に、今まで以上の加速的超進化があることは、専門家以外も体感的に理解できるほど、否定ができないレベルにまで到達しているといつてもよい。ICTの進化が発展と直結しているか、また、人間の営みにどう影響を与えるのかという点では、正の方向だけではなく、負の方向にも影響を及ぼすだろうということも直感的に感じ取っている。しかし、それがどのような影響なのか、どの程度なのかといった具体的で正確な予測はできないようである。そこが、人間と、AIやICTの間に横たわる溝

---

\*江戸川大学社会学部 准教授

であり、有機質と無機質の違いなのかもしれない。

昨今、シンギュラリティという言葉も頻繁に使われているが、機械が自ら進化し、自身より優良な機能を備えた機械を生み出し、その生みだされた機械が、さらに優れた新しい機械を自ら作り出すという無限大に広がる進化の中に、進化の速度が異なる『人間』が取り込まれている。その有象無象の中で、人間はどう自身の存在を、そして、自身の営みに価値を見出すことができるのかが、これからの中の最大の目的になってくるのではないだろうか。

人間を確実に超えるAIなどの技術に囲まれた時、どのような未来が待っているのだろうか。技術革新が進み、サービスやモノの低価格化が実現し、すでに無料となっているものも出てきている。例えば、地図、辞書、専門家の技術的コツ（秘訣）など、インターネットによって、無料のサービスとして手に入れられるようになった。音楽も音楽プレーヤーはなくなり、ゲームなどもスマートフォンひとつで楽しめる時代となり、そのコンテンツを楽しむために必要であったハード（機械）を所持（保有）する必要性がなくなりつつある。3Dプリンターの出現により、立体的な縫製しない服が簡単に作れるようになり、家も低コストで早く建てられるようになり、どの分野も大幅なコスト削減のために変化が現実のものとなっている。

このように無料で、もしくは低価格で手に入れられるようになったモノやサービスに対し、人間はどこまでそれらに価値を見出すのだろうか。また、そのような世の中にある人々に、美術館や博物館は、どんな役割を果たし、どんなサービスを提供するようになるのだろうか。美術館や博物館の将来の姿について、私たちは今、よく考える必要がある。

博物館の役割は、モノを中心とした保存主義、展示主義に偏重した傾向があったと指摘される。そこで研究や教育・普及などにも力をいれ、今では、活用に力を入れていこうという流れになっている。そして、別途、デジタル化を推進しようと、デジタル化についての施策・措置が、今まさに展開されつつある状況にある。

### デジタル化とデジタルデータ（デジタルリソース）の保護

デジタル化の施策については、日本はまだ混迷期である。行政機関である文化庁は、博物館法改正にあたって、博物館資料のデジタル・アーカイブ化の目的・状況についての検討を、令和4年6月28日開催の文化審議会第4期博物館部会（2回）で行っている。

新博物館法において、デジタルデータに関する言及をしているのが、第3条3項（下線部）である。

（博物館の事業）

第三条 博物館は、前条第一項に規定する目的を達成するため、おおむね次に掲げる事業を行う。

一 実物、標本、模写、模型、文献、図表、写真、フィルム、レコード等の博物館資料を豊富に収集し、保管し、及び展示すること。

二 分館を設置し、又は博物館資料を当該博物館外で展示すること。

三 博物館資料に係る電磁的記録を作成し、公開すること。

これを受け、「改正法において『博物館資料に係る電磁的記録』の作成・公開を加えた趣旨」を、以下のように説明している<sup>2)</sup>。

#### (改正法の趣旨)

- ・博物館資料をデジタル化して保存（＝デジタル・アーカイブ化）し、インターネット等を通じて公開することは、以下の観点からきわめて意義深いものと考えられる。
  - ①博物館資料に係る情報の保存と体系化
  - ②博物館における調査研究の成果を含めた資料の公共化
  - ③多様な創造的活動への博物館資料の活用の促進

以上、文化審議会の資料から施策の意図を読み取れば、「デジタル化＝デジタル・アーカイブ化」することで、「①博物館資料に係る情報の保存ができる」という意義を見出すことができるということであろう。我々地球人はコロナ禍を体験し、急速にICTが生活の中に組み込まれ、ICTの恩恵を享受することの喜びやありがたさを知った。よって、デジタルアーカイブの有用性も、また、地理的不利益があっても遠隔であることを気にすることなく情報を手軽に取得し、活用することができる。

しかし、立ち止まって、もう一度よく施策・措置を考えてみたい。この施策のポイントは、デジタル・アーカイブ化の促進を図るという措置を法律に組み込んだという点である。しかし、ここでいうデジタル・アーカイブ化という行為は、二次資料の作成の推進にほかならず、教育・普及への活用（貢献）を法律に組み込んだにすぎない。

博物館資料のコレクションにおいて最も重要なのは、一次資料の収集であることに異論を唱える人はいないだろう。また一次資料の真正性や完全性を意識しながら、資料化された一次資料から価値を見出し、その価値を保存、継承、そして調査研究の段階で派生的に得られた二次資料を活用することが主要な博物館の事業形態であろう。事業においては、コレクションの収集だけではなく、収集品の分類、体系化づくりなども、後世へ引き継いでいくうえで重要な継承行為の一つであるが、ここでいう分類、体系化は、一次資料が優先されるべきであって、二次資料ではない。

本来であれば、新博物館法の改正では、価値を持つオリジナルのデジタルデータ（デジタル文化遺産）という新しい文化財を、一次資料としてどうコレクション化するか、保存するか、活用するかという点を、考えなければならなかったのではないだろうか。

とすれば、新博物館法において、（定義）第二条および（博物館事業）第三条（特に第三条一）で、博物館が収集の対象となる文化財として、「歴史的、芸術的、科学的価値を持つ、オリジナルのデジタルデータ（＝デジタル文化遺産）」と、はっきり条項内に明文化しておく必要があったのではないだろうか。そして、この「デジタル文化遺産」の収集、および保管にあたって具体的にどのような施策・措置が必要なのかを考え、日本国内の博物館にその事業モデル、収集、保管管理、研究、活用等について提示する必要があったと思われる。

もっとも簡単に導入できそうな「展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業」に目を奪われてしまったがた

めに、最も重要な点を見落としてしまった形になってしまったのではないだろうか。

第二条四に、「電磁的記録」が含まれているという点に注目ができるが、当該条項の法令解釈を試みれば、

4 この法律において「博物館資料」とは、博物館が収集し、保管し、又は展示する資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。次条第一項第三号において同じ。）を含む。）

とあり、この電磁的記録は、デジタル文化遺産を想定すれば、オリジナル資料（一次資料）に限定されるものではなく、また、オリジナル資料（一次資料）を除外する、もしくは、これらの資料化を妨げたり、禁止するものではない。また、一次資料だけではなく、二次資料も、そして、多次資料もすべて博物館資料になりうるというあいまいな定義になるのではないだろうか。

しかしここで意識しなくてはいけないのが、文化財保護法に定められた文化財の定義である。データ文化遺産が、将来的に国宝や重要文化財になりうる可能性が高くなってきた以上、文化財保護法に照らし合わせ、その価値づけを意識しなければならないのではないだろうか。文化財保護法において価値づけの根拠となる基準は、法文内に明記されている。

ご存じのとおり、歴史的価値、芸術的価値、学術的価値など、その資料の持つ価値に着目し、その価値を守るために文化財を保護する必要があると、法の目的や意義、行動根拠、我々の行動基準となる博物館で資料化することの意義が、はっきりと明文化されている。

それに比べて、新博物館法は、デジタル文化遺産の存在意義が、データ化という二次資料化し活用することに主眼が置かれすぎており（博物館資料に係る電磁的記録を作成し、公開すること・・・）、オリジナルデジタルデータの資料的価値とその価値を認めコレクション化するのであるという意義が、かすんでいる。

数々の施策に、「文化財の活用」と「デジタル化」という言葉を頻繁に用いてその推進を提唱している。一方で、実のところ、その行為が実際にはどういったことであるのか、具体的に示しておらず、また、どのような効用があるのか、どのような問題をはらんでいるのか、それらの説明が十分になされないまま、「デジタル化」という行為が推奨され、各博物館ができる範囲での自助努力が求められているような施策となっている。

NFTアートなど、芸術的価値や希少的価値を持つデジタル文化遺産や、スーパーコンピューターで計算され解明されてきたような、物理学や天文学、数学などの分野の、歴史的価値および学術的価値を持つデジタルデータを、博物館が今後、どのように扱っていくのか、今もう一度、考える必要がある。

世界では、博物館コレクションのデジタル文化遺産の取り扱い、そしてデジタル化に関する調査研究が盛んにおこなわれている。大きな問題として法的課題についての研究が盛んにおこなわれている。主だった問題は、著作権および知的財産権、所有権、そして、個人的プライバシー権である。コレクション化された博物館資料に、どれだけの免責事項が与えられるか。そして、負わなければならない責任、責任や権限、公開するにあたっての手続きなどについての

議論が活発におこなわれている。これは、国内だけの問題ではなく、国際的問題でもあり、日本は、これらの点について早急に法令を整備する必要がある。これらの法令を整備しないまま博物館資料の二次資料化がすすめられており、積極的活用のもと、公開普及が推進されている。学芸員は、何を守らなければならないのか。そして、どんな手続きをしなければならないのか。それらのデジタルデータをどのように扱えばよいのか。公開するにあたって、ダウンロードされたり、三次利用や拡散、無許可での商用利用など、悪意ある使われ方がされないようにするにはどうしたらよいかなど、それらのリテラシーを醸成し、確実に身に着けられるよう導くための施策や措置が必要なのではないだろうか。

博物館関係者には、「セーフハーバー権 (safe harbor)：あらかじめ定められた一定の基準や要件を満たしている限り、法令違反とはならないとされる範囲」についての知識が求められており、運用にあたって必須の知識を博物館関係者全員に、セーフハーバー権を理解させ、同時に逸脱する範囲をも理解させ、不法行為を忌避するよう注意喚起を行う倫理教育が必要である。そしてデジタル遺産をふくめた博物館全体のコレクションを考えたとき、その先を見据えれば、実在するモノを保管してきたということが、かえって博物館の強みになってくるのではないだろうか。それを見据えれば、データ化した後に、モノを廃棄処分するといった冷徹で悲劇的な結末が待っている無謀な行為を行わないように、基礎的なガイドラインも定め、共通認識として持っておかなければならない。

世の中がデータにあふれ実在しないものが価値を持つ時代、希少性が高まるのが実在するモノ、実態があると確認できる事象、つまり、これらが無料ではない、そして、簡単に創造できない手間と時間をかけてつくられたモノ、時を経て歴史の中で風化しながらも残っている歴史資料。それら、奇跡的に存在する簡単には手に入れられないモノ。人間が独自に編み出した知恵、歴史の中で時間をかけて進化した軌跡、それらすべてを持つ博物館は、いずれの時代の社会においても、価値が高い、人間にとて不可欠な存在になるのであろう。

多くの国々では現在でも、デジタル資源の保護と取扱いに関して、適切なポリシーを欠いたままの状態にあり、潜在的なデジタル記録遺産の多くがその永続性や真正性といった面において、危機的な状況に瀕しているという。

国際社会では、急速に変化する ICT の分野は、なかなか正確に物事をとらえる事が難しいが、現況で考えうる範囲で、デジタル文化遺産を保護するための原則が定められている。また、デジタル形式の文化、教育、科学、行政資料を含むデジタル遺産の保存の重要性も強調され、急速な技術の変化、ハードウェアとソフトウェアの陳腐化と進化、トータルな保存戦略の欠如（国際的、国内的、集団的）が指摘されており、デジタル遺産は危険にさらされ、早急な対応と国際協調が求められている。その中で、戦略の策定、法的および技術的手段によるデジタル資料の保護、機密情報の保護と幅広いアクセスの確保は、今すぐに取り組まなければならない課題である。

## 註

1. Charter on the Preservation of the Digital Heritage, CL/3865
2. 令和4年6月28日 文化審議会第4期博物館部会（第2回）、資料1

